

## ごみ減量化組織の設置について

### 【設置目的】

食品ロスや廃プラスチックをはじめ、市全体のごみの減量化を推進するため、さらなる市民の意識啓発と事業者の取り組みの推進を図ることを目的として設置する。

### 【所掌事務】

事業系ごみ減量化の具体策の検討及び市民への意識啓発や事業者独自の取り組みの発信

### 【構成員】

事業系ごみ排出者、事業系ごみ収集業者、家庭系ごみ排出者、住民の代表、先行事例実行者等 24名（別紙参照）

### 【事務局】

生活環境課

### 【その他】

高山市快適環境づくり市民会議設置要綱を改正し、専門部会として設置し、令和3年度から始動する。

## (仮称)高山市快適環境づくり市民会議ごみ減量化部会

番号	区分	所属等	想定
1	事業系ごみ排出者	事業者(スーパー)	スーパーマーケット
2	事業系ごみ排出者	事業者(小売業者)	小売業者
3	事業系ごみ排出者	事業者(製造(食品))	漬物組合
4	事業系ごみ排出者	事業者(製造(弁当))	飛騨伝統総菜製造組合
5	事業系ごみ排出者	事業者(飲食店)	高山飲食業組合
6	事業系ごみ排出者	事業者(コンビニ)	高山商工会議所構成員
7	事業系ごみ排出者	事業者(商工業全般)	高山商工会議所
8	事業系ごみ排出者	事業者(商工業全般)	高山西商工会
9	事業系ごみ排出者	事業者(商工業全般)	高山南商工会
10	事業系ごみ排出者	事業者(商工業全般)	高山北商工会
11	事業系ごみ排出者	事業者(宿泊業)	飛騨高山旅館ホテル協同組合構成員
12	事業系ごみ排出者	事業者(イベント)	高山観光連絡協議会
13	事業系ごみ排出者	事業者(ペーパーレス化)	事務事業系
14	事業系ごみ排出者	事業者(農産物残渣)	農業者
15	事業系ごみ排出者	事業者(落ち葉・剪定枝の資源化)	造園業者
16	事業系ごみ収集者	事業者(収集業)	一般廃棄物収集事業者
17	事業系ごみ収集者	事業者(紙収集)	一般廃棄物収集事業者
18	家庭系ごみ排出者	選択	一般会員
19	家庭系ごみ排出者	選択	一般会員
20	住民の代表	まち協	まち協
21	先行事例実行者	減量対策実行者	おもちゃ病院:おもちゃの修理、交換会の実施(リユース)
22	先行事例実行者	減量対策実行者	生活学校:物を生かす交換会(リユース)、エコクッキングの実施(リデュース)
23	先行事例実行者	減量対策実行者	日医工岐阜工場(株):環境創出協定による産業廃棄物の削減(リデュース、リユース、リサイクル)
24	先行事例実行者	減量対策実行者	NPO法人活エネルギーアカデミー(可燃ごみ・プラごみ減量)

# ○高山市快適環境づくり市民会議設置要綱

平成10年1月16日

決裁

改正 平成19年3月19日決裁

平成22年3月31日決裁

平成24年3月21日決裁

平成28年8月6日決裁

令和3年1月29日決裁

## (設置)

第1条 この要綱は、高山市環境基本条例（平成6年高山市条例第32号）に基づく、高山市環境基本計画の実現に向けて、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに公平な役割分担のもと環境保全に関する取り組みを自主的かつ積極的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、高山市快適環境づくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

## (業務)

第2条 市民会議は、次の業務を行う。

- (1) 高山市環境基本計画の実践に関すること。
- (2) 自主的な環境保全活動の取り組みに関すること。
- (3) 環境に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) その他市民会議の設置目的の達成に関すること。

## (会員)

第3条 市民会議の会員は、市民会議の設置目的に賛同する次のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 市民又は市民若しくは市民団体を構成員とする団体
- (2) 市内の事業所又は市内の事業所若しくは事業者団体を構成員とする団体
- (3) 市内の行政機関又はその関連団体
- (4) その他市民会議の設置目的を達成するため理事会が必要と認めたもの

## (入会)

第4条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

## (退会)

第5条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

## (役員及び任期)

第6条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 会長は、高山市長をもってあて、市民会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、第9条第3項、第10条第3項及び第11条第3項の規定により選出した者をもってあて、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(大会)

第8条 会員相互の交流を深め、環境保全活動に関する取り組みに関する共通の認識を持ち、第1条に掲げる設置目的を達成するため、年1回以上大会を開催するものとする。

(推進委員会)

第9条 市民会議の運営や活動方針の決定、また各会員の主体的な活動及び会員が相互に協力して行う活動の推進を図るため、推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、市民会議の会員の中から会長が任命する。
- 3 委員会には委員長を置き、委員長は委員の中から互選により選出する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員会の議長は、委員長が務める。
- 7 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地域部会)

第10条 地域において独自の活動を行うため、委員会の下部組織として地域ごとに地域部会を設置することができる。

- 2 地域部会の設置は、委員会が決定する。
- 3 地域部会に部会長を置き、部会長は地域部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会長は、地域部会を代表し、会務を統括する。

(専門部会)

第11条 環境保全に関する取り組みを推進するため、委員会の下部組織として専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の設置は、委員会が決定する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会員の中から互選により選出する。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

5 部会長が必要と認めるときは、専門部会員以外の者の部会への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第12条 市民会議の事務局は、環境政策部生活環境課に置く。

(平19.3.19・平22.3.31・平24.3.21・平28.8.6・一部改正)

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項で、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成10年1月16日決裁)

1 この要綱は、平成10年2月10日から施行する。

2 市民会議の設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

3 市民会議の運営に係る経費は、高山市の一般会計に定める経費をもってあて、当分の間会費は徴収しない。ただし、資料等の提供に係る費用については、実費を必要に応じて徴収することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月6日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年1月29日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。